

新規学校卒業者対象求人説明会

新規学校卒業者を対象とする 求人申込み等の取扱いについて



ハローワーク佐賀

求人申し込みの前にご確認ください

- 明るい職場をめざして
～従業員採用のマニュアル～
(別添・冊子)

求人申し込みの前に、
必ずお目通しください。



新規学校卒業者の求人申込・選考開始等日程

主要事項		中学校	高等学校	大学・短期大学・ 高等専門学校・専修学校
求人申込・ 求人連絡等	申込みに使用する用紙	中卒用求人票	求人申込書（高卒）	求人申込書（大卒等）
	求人申込開始時期	6月1日以降		2月1日以降
	申込先	事業所の住所を管轄する公共職業安定所		
	作成要領	職種ごとに作成		
	他地域への求人連絡	7月1日以降安定所が 連絡する	7月1日以降 に、安定所が交付 する求人票の写を求人者が学校 へ直送する	求人者が、求人票を学校へ直送 する（学生への提示は4月1日 以降）
求人活動の 規制	求人要領	7月1日以降学校へ送付する		求人依頼文書の発送、求人票の 受理及び公示の時期は、各大学 等の自主的判断により行うので、 その旨配慮し、行うこと
	文書募集	禁 止	7月1日以降（条件付） 安定所の指導を受けること	
	学校訪問	安定所に求人票を提出し、確認 を受けた日以降で、学校の事前 の了解の下に行うこと	安定所に求人申込書を提出し、求人票 の交付を受けた日以降で、学校の事前 の了解の下に行うこと	
	家庭訪問	中学・高校については、求人者が家庭訪問し、直接生徒・学生・保護者に働きかけることは、一切禁止しています。大学等についても、学生の自由な就職活動を妨げる拘束は行わないこと。		
推薦開始	1月1日以降	9月5日以降 （文書到達主義）	6月1日以降（※1）	
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	6月1日以降（※2）	
採用内定開始	1月1日以降	9月16日以降	10月1日以降（※1・2）	

※1 国公立大学等で構成する就職問題懇談会の「申し合わせ」による

※2 政府（関係省庁連絡会議）の「要請」による

高卒求人申し込み方 ①

- ハローワークが確認して受理印を押したものののみ有効
受理印のある求人票を複写し、高校へ直接求人申込が必要

- 職種ごと、雇用形態ごとに申し込み

例：事務 正社員 1件 / 営業 正社員 1件
製造 正社員 1件 / 製造 契約社員 1件

- 新卒者の人事（採用）権のある事業所単位で申込み

例：本社が事業所の所在地と別のハローワーク管内にある場合

人事権：本社事業所 → 本社管轄ハローワークに

人事権：現地事業所 → 現地管轄ハローワークに

※労働（雇用・労災）保険、社会（健康・厚生）保険の加入対象者がいる場合は、各保険へ適切に加入していることが必要



高卒求人申し込み方 ②

● 高卒求人の種類

1 特に推薦を受けたい学校を指定する求人

- ・ 企業から指定校に直接求人票および推薦依頼高校一覧等を送付
- ・ 同時に高卒WEBへ公開することも可能
- ・ 高卒WEBへ公開しない場合は、直接送付した学校のみ閲覧可能

※指定校以外から推薦があった場合も受付可能

2 学校を指定せず高卒WEBへ公開する求人

全国の高校が閲覧可能

● 特に推薦を受けたい学校がある場合

ハローワーク及び高校へ「推薦依頼高校一覧」を添付

資料No.5

高卒求人申し込み方 ③

- 7月1日返戻希望の場合は**6月12日（金）**までに
 - ※求人申し込み・返戻はハローワーク佐賀 3階 求人窓口で行います。
 - ※学校への「推薦依頼」は、**募集人数の5倍の人数まで**としてください。
- 求人申込を受けた学校は以下を実施
 - 1 就職希望生徒に求人票を公開
 - 家庭での検討なども踏まえて生徒との相談実施
 - 2 応募先として検討する事業所の「応募前職場見学」
 - 夏休みに入って盆前頃までの見学が望まれます
 - 3 生徒・保護者との面談、校内選考等を経て応募先決定
 - **9月5日以降の到着**で応募書類が求人者(事業所)に送付
 - **9月16日～9月30日まで**は1人1社の応募

応募前職場見学について

資料No.4

資料No.4

様式16

(佐賀県高等学校就職問題検討会議)

応募前職場見学実施予定表

事業所名 _____
 連絡先担当部署 _____
 連絡先担当者 _____
 電話番号 _____ FAX _____

1. 7月～8月の職場見学実施予定日 (該当する項目を○印で囲んでください。)

- 1 予定なし
- 2 随時
- 3 特定予定日

↓
 7月～8月までの実施予定日全てに○印をつけてください。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※「2 随時」又は「3 特定予定日」の場合は、次にもご記入ください。
 ◎最大受入れ可能人員 1回あたり最大 _____ 人まで
 ◎開始及び終了時刻 開始 _____ : _____ ～ 終了 _____ : _____
 ◎学校からの報告期日 _____ 日前までに報告してほしい

- 職場見学実施日を指定する場合は、「**応募前職場見学実施予定表**」の予定日へ○印を付けてご提出ください。
- 生徒が自ら企業を選定・確認するための重要な機会であるため、可能な限り見学の実施をお願いします。
- 応募前の見学時には採用選考に直接つながるような行為や、生徒に内定と受け取られるような行為は行わないようお願いします。

※見学日時を限定せずに事前連絡で随時応じていただける場合は、応募前職場見学実施予定表の提出は不要ですが、求人票へ事前連絡で随時可能である旨の記載をお願いします。

採用選考・内定

- **9月16日から採用選考（試験など）開始**
 - ・ 求人票に記載した以外の試験等は実施できません
 - ・ 応募書類のみで不採用とすることはできません
 - ・ 採用試験日、場所、採否結果等は学校を通して通知してください
- **採用内定取消や入職時期繰下げはできません**
 - ・ 「事前の報告義務」があると共に「社名公表」の対象となります
 - ・ 入社日までは就職承諾書以外の書類は求めることができません
- **求人取消及び募集人数の削減はできません**
 - ・ 来年6月末(有効期限)までは充足した場合のみ取り消しが可能です
- **雇用開始は原則、卒業認定日以降**
 - ・ 学校長が認めた場合には、卒業式の翌日以降から卒業認定日以前に研修または入社式を行うことができます

事業主のみなさまへお願い①

● 複数応募時期について

9月16日～9月30日の間は一人1社までの応募となっておりますが、10月1日から2社目への応募が可能となります。可能な限り複数応募を受け入れていただくようお願いいたします。

● 卒業・終了後3年以内の既卒者について

卒業後少なくとも3年間は新卒の採用枠に応募可能とすることや通年採用へ設定するなど、応募の機会を幅広く提供いただくようお願いいたします。

● オワハラは行わないでください

新規学校卒業者の就職活動は将来を左右する重要な選択になることをご理解いただき、内定や内々定と引き換えに他の企業への就職活動を終了するハラスメント行為は行われないうようお願いいたします。

資料No.9

事業主のみなさまへお願い②

●統一応募用紙の使用について

応募用紙（履歴書・調査書）は統一様式の使用にご協力ください。

明るい職場をめざしてP.110～P111

●履歴書のパソコン作成にご協力ください

転職者や大学生等の応募書類は、手書きではなくパソコン作成が一般的になっています。高校生の履歴書についてもパソコン作成にご理解いただき、あわせて求人票の補足事項へ履歴書の作成方法を記載してください。

資料No.10

事業主のみなさまへお願い③

- ※ **定時制・通信制の生徒**についても、全日制と同様に応募の機会を与えていただきますよう、ご検討をお願いします。
- ※ **中卒を対象とする求人**については、年々減少傾向にあり、大変厳しい状況となっておりますので、中卒者の採用計画についてもご検討をお願いします。
- ※ **大卒等求人**は既に2月から受け付けております。労働局・ハローワークが実施する「説明会や面接会」の参加条件ともしておりますので、ハローワークへの申込についてもよろしくをお願いします。

事業主のみなさまへお願い④

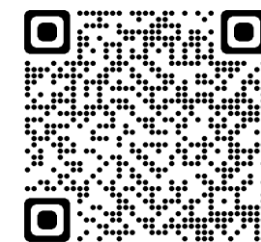
● 職場の魅力を全国の求職者に発信

資料No.11

企業の職場情報を開示することが、応募に繋がります。
生徒数の減少や人材不足により求人倍率が高くなること
が見込まれる中、**職場情報総合サイト「しょくばらぼ」**
にて魅力ある職場であることを広く発信し、求職者に
知ってもらうことが、求人募集には効果的です。
是非、ご活用ください。



掲載：10万社以上



改正職業安定法（求人不受理）について

● 2020年3月に職業安定法の一部が改正され、ハローワークは、一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人申込みは受理いたしません。

資料No.7

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から <u>1年</u> 経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで

● 求人申込みにあたって、事前に「求人申込みの際のチェックシート」で、ご確認ください。

資料No.8

説明資料のホームページ掲載について

●ハローワーク佐賀ホームページへ説明資料を掲載しています

以下のURLまたはQRコードから該当ページへアクセス可能です。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_01096.html

【ハローワーク佐賀】高卒求人を出 予定の企業のみなさまへ

来春の新規学校卒業者を対象とする求人説明会及び公正採用選考人権啓発推進員研修会を令和8年5月20日（水）に開催いたしました。

この説明会等に出席できなかった企業の方に向けた情報を掲載しております。

企業の採用担当者及び公正採用選考人権啓発推進員のみなさまにおかれましては、以下の動画や資料等をご確認いただいた上で、高卒求人を提出いただきますようお願い申し上げます。

【ハローワーク佐賀】
高卒求人を提出予定の
企業のみなさまへ



提出書類のダウンロードも可能です。
求人申込前にご確認ください。